

学費・奨学金

学費・その他の諸費（2021年度入学生）

2022年度入学生学費・その他の諸費は未定です。決定次第本研究所ホームページでお知らせします。

(単位:円)

	年 額		
	初年度	2年目	3年目
入学金	200,000	—	—
授業料	1,055,000	1,145,000	1,145,000
教育充実費	225,000	225,000	225,000
その他諸費	5,000	3,000	3,000
合 計	1,485,000	1,373,000	1,373,000

- 学費・その他の諸費は2期(春・秋)に分けて半額ずつの納入となります。
- 本学の学部あるいは大学院博士課程前期課程または修士課程から、ロースクールに入学した者は、入学金が半額免除されます。
- やむを得ない事由で学費を期日までに納入できない場合のために、学費の延納制度があります。

単位制学費 標準修業年限(既修者2年間、未修者3年間)を超えた方を対象に、以降の学費については、履修した単位数に応じて授業料を支払う「単位制学費」制度を導入しています。なお、休学期間は標準修業年限に含まれません。

日本学生支援機構奨学金（貸与）

- 資格:優れた学生であって経済的理由により修学に困難がある者。(日本学生支援機構)
- 採用人数:日本学生支援機構からの内示による。
- 採用期限:原則、標準修業年限内。(1年ごとに継続審査あり)

※ 機構一種、二種および本学法科大学院支給奨学金との併用受給も可能。
 ※ 年1回の奨学金継続願を提出しなければならない。

▶ 貸与奨学金概要

	家計基準	貸与額	利子
一種	収入基準 前年の本人収入が 299万円 以下であること。	奨学金額 以下の貸与月額から選択 ■ 50,000円 ■ 88,000円	無利子
二種	収入基準 前年の本人収入が 536万円 以下であること。	奨学金額 以下の貸与月額から選択 ■ 50,000円 ■ 80,000円 ■ 100,000円 ■ 130,000円 ■ 150,000円	有利子

※ 本人収入とは:出願者本人が得た収入のこと(アルバイト収入、父母等からの給付、奨学金等)

関西学院大学法科大学院支給奨学金

標準修業年限内はすべての学生に奨学金が支給されます。

皆さんの実質学費負担額は、国立大学ロースクールの学費相当かそれ以下になります。

- 春学期と秋学期2回に分けて半額ずつ支給します(入学支給は、入学初年度のみ支給)。
- 特別支給、第1種支給は、1年ごとに支給継続の審査があります(成績不良の場合は継続不可)。
- いずれの奨学金も、標準修業年限を超えた時点で支給は停止され、採用の対象外となります。
- A日程特別支給と入学支給の場合を除き、採用される法科大学院支給奨学金は1つです。
- 大学早期卒業者(飛び級を含む)がA日程入試(法学未修者)で入学した場合、入学初年度の支給継続の審査を免除します。**
(進級不可の場合は継続不可)

▶ 支給奨学金概要

種類	金額	内容	種類	金額	内容
入学支給	200,000円 (開学出身者以外)	入学金相当額	第1種支給	640,000円	学費半額相当額
	100,000円 (開学出身者)		第2種支給	640,000円	学費半額相当額
特別支給	1,280,000円	学費全額相当額	第3種支給	476,000円	学費全額から国立大学ロースクール学費との差額相当額

※2021年度初年度学費を基にした実績

	採用人数	各自の実質負担金額(初年度)	採用期間	
入学時採用	A日程 入学支給 特別支給	合格者全員 ■ 一般入試 ■ 5年一貫型入試 ■ 開放型入試	入学金(200,000円) + 学費・その他諸費(1,285,000円) - [入学支給(200,000円) + 特別支給(1,280,000円)] = 負担金 5,000円	標準修業年限内 未修:3年間 既修:2年間 1年ごとに支給継続の審査があります。
	B・C・D日程 特別支給	■ 開放型入試(CH日程入試) 2名程度 ■ 一般入試(B・C・D日程入試) B・C・D合わせて 2名程度	入学金(200,000円) + 学費・その他諸費(1,285,000円) - [特別支給(1,280,000円)] = 負担金 205,000円	
	第1種支給	■ 一般入試(B・C・D日程入試) B・C・D合わせて 4名程度	入学金(200,000円) + 学費・その他諸費(1,285,000円) - [第1種支給・第2種支給(640,000円)] = 負担金 845,000円	
在学中採用	在学学生 第2種支給	2名程度 入学年度春学期成績、2年次以降前年度成績でそれぞれ選考します。	入学金(200,000円) + 学費・その他諸費(1,285,000円) - [第3種支給(476,000円)] = 負担金 1,009,000円	標準修業年限内 当該年度のみ (毎年選考)
	第3種支給	上記いずれの支給奨学金にも採用されなかった方(ただし、標準修業年限を超えた者は除く)	入学金(200,000円) + 学費・その他諸費(1,285,000円) - [第3種支給(476,000円)] = 負担金 1,009,000円	標準修業年限内

※ 次年度以降の奨学金額は授業料の額によって変動します。